

平成20年(2008)7月29日

全国夜間中学校研究会

会長 安 實 章 夫 様

札幌市教育委員会

教育長 奥岡 文



## 2008年度全国夜間中学校研究会要望書の回答について

下記要望についてお答えいたします。

1. 「学齢期に修学することのできなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」の内容について見解を明らかにするとともに、その内容にそった施策を実施していただきたい。
2. 現在までの義務教育未就学、未修了者（小・中学校における「登校拒否・不登校」などの長欠児童生徒、養護学校義務化前の障害者の就学猶予対象者等）の実態を行政の責任で広く調査し、明らかにしていただきたい。また、「中学校卒業程度認定試験」の受験者数及び合格者数を明らかにしていただきたい。
3. 多くの義務教育未修了者を生み出している現実を認め、すべての人々に対して義務教育を完全に保障するということが、行政の課題です。夜間中学校が、歴史的にも現実的にも、その一翼を担ってきていると認識し、義務教育未修了者に対する貴道府県（市）の入権施策、方針等を明らかにしていただきたい。また、「義務教育未修了者対策」を担う「係」を位置づけていただきたい。
4. 貴道府県（市）にいる義務教育未修了者のために、一校以上の夜間中学校を設置していただきたい。特に現在設立運動が行われている地域には、一日も早く開設できるよう、関係自治体と協議するとともに、自主夜間中学への施策・財政面の援助、個人教師の派遣など、義務教育を受ける機会を実質的に保障する施策を推進するようはたらきかけていただきたい。
5. 貴道府県（市）に夜間中学校が開設されるまでの間、貴道府県（市）に在住の義務教育未修了者が一刻も早く義務教育を保障されるために、他都府県の夜間中学へ通学できる場合は、当該都府県（市・区）に入学できるようはたらきかけていただきたい。現在通学している生徒については、就学援助を躊躇じていただきたい。
6. 夜間中学校の存在を多くの人に知らせるための広報活動を積極的に行っていただきたい。
7. 2008年1月1日から始まった「国連識字の10年」に対する貴教育委員会の見解を正式に出していただきたい。

## 【回 答】

下記のとおり一括してお答えいたします。

これまで、北海道内では、公立中学校夜間学級を設置しておらず、平成19年までは具体的な設置要望を受けていなかったことから、新たな設置について計画を持っておりませんが、現在、公立中学夜間学級を設置している他都市の実態等について調査を開始したところであります。

ただし、新たに学齢超過の義務教育未修了者を特定するために全市民を対象としての実態調査は、市民のプライバシーに直接関わる問題もあり、難しいものと考えております。

なお、自主夜間中学への援助につきましては、これまでも活動場所の斡旋等の支援を行ってきたところでありますが、今後とも関係団体と真摯に協議を進めていきたいと考えております。

いずれにしましても、公立中学夜間学級の設置につきましては、今後、日本弁護士連合会の「意見書」に対する国並びに北海道の動向等に留意するとともに、北海道との連携を図るなどして、対応について研究してまいりたいと考えております。